

令和 7 年度金沢市議会 9 月定例月議会

陳 情 文 書 表

目 次

1	新たに受理した陳情（2 件）	1
---	----------------------	---

1 新たに受理した陳情（2件）

番号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
第 24 号	消防分団の施設、設備の全額公費による整備を求める陳情書	生活者目線で金沢方式を考える会 [REDACTED]	7. 8. 29
			文教消防
	陳情理由 消防組織法第6条は「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」、また同第8条は「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」、としている。 ところが、いわゆる「金沢方式」のため、市は消防分団に必要な費用を地元住民に負担させてきた。特に、機械器具置場の整備、消防ポンプ車の購入の負担は大きく、芳斉町分団の機械器具置場の新築については、負担軽減を目的に、違法と指摘される市有財産譲与契約を締結する事態を招いた。 住民負担を伴う消防施設、設備の整備のために、違法・不当な行政活動が展開されることのないよう、消防組織法の理念に立ち返ることが必要である。よって、消防分団の施設、設備の全額公費による整備を求める。		
	陳情趣旨 消防分団の施設、設備の全額公費による整備を求めます。		

番 号	陳 情 件 名	陳 情 人	受 理 年 月 日
	陳 情 要 旨		付 託 委 員 会
第 25 号	芳斉町分団機械器具置場の建物について、 金沢市の行政財産であること及び市の公共 事業に係る移転補償を目的に特定の者に無 償譲与すべきではないことの確認を求める 陳情書	[REDACTED] ほか1名	7. 8. 29
			文教消防
	陳情理由 令和7年5月1日、金沢市と金沢市第二消防団芳斉町分団長が交わした市有財産譲与契約は、芳斉町分団機械器具置場の建物を無償で譲与するものである。当該建物は、公用に供する行政財産に当たり、その譲与は地方自治法（第238条の4）が禁じている。令和7年5月22日、当該建物のために移転補償契約が締結され、令和7年6月13日、芳斉町分団機械器具置場建設期成同盟会会長が補償代金の一部を受領した。市は「地元へ無償譲与した後、この移転に対し市より補償費を支出し、地元が芳斉2丁目地内で新築する機械器具置場の建設費に充てることで地元負担の軽減を図る」としている。当該建物の譲与は補償を目的としていたことが明らかである。日本国憲法は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」としており、公共事業のための移転補償は国民の財産権を保障する意味を持つものである。不当な目的のために利用されることはあってはならない。 よって、芳斉町分団機械器具置場について、行政財産であること、無償譲与の後に移転補償の対象とすべきではないことを確認し、芳斉町分団機械器具置場建設期成同盟会会長に受領した補償代金の返還を求めるなど、適切な対応がなされることを求める。		
	陳情趣旨 芳斉町分団機械器具置場の建物について、金沢市の行政財産であること及び市の公共事業に係る移転補償を目的に特定の者に無償譲与すべきではないことの確認を求めます。		